令和２年６月２５日

保護者の皆様へ

令和２年７月以降分の就学支援金の申請について

青葉の候、保護者の皆様には、ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、千葉県より就学支援金申請(令和２年７月～令和３年６月分)について依頼がありました。(高３については３月まで)

つきましては、受給要件に該当される方は事務室まで書類の提出をお願いいたします。

千葉県より、申請については原則マイナンバーで行って欲しいとの依頼がありましたので、出来る限りマイナンバーでの提出をお願い致します。

(マイナンバーカード,通知カード,マイナンバーの記載がある住民票等) 写しでも可

受給要件：保護者等の市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除額で計算される算定基準額が30万4,200円未満

※政令指定都市の場合は、調整控除額に3/4を乗じて計算する。

受給月額

上記受給要件で計算した額(夫婦合算)	就学支援金額
① 0円 ～ 154,499円	30,000円
② 154,500円 ～ 304,199円	9,900円
③ 304,200円 以上	該当外

制度内容については本校ＨＰ(事務室ページ)をご覧下さい。

http://cnweb2.chibanichi.ed.jp/chibanichi-info/?cat=28

本校ＨＰ→在校生ブログ→事務所より

書類提出について　(学年によって手続きが異なります。)

※前回、提出方法(個人番号・課税証明書等)についてのお問い合わせはお電話ではできません。
生徒手帳(身分証明)をお持ちになり、事務室までお越し下さい。

高校１年生

Ａ．マイナンバーで提出された方・・・手続きは不要です。
※収入超過等で資格認定されなかった場合は、手続き方法Ⅰへ

Ｂ．マイナンバーで提出されなかった方
※今回初めて手続きする方も含みます。
マイナンバーで手続きする場合・・・手続き方法Ⅰへ
課税証明書等で手続きする場合・・・手続き方法Ⅱへ

※ＩＤ・パスワードについては、お電話でのお問い合わせはできません。
生徒手帳(身分証明)をお持ちになり、事務室までお越し下さい。

高校２年生・３年生

Ｃ．マイナンバーで手続きされた・・・手続は不要です。
※収入超過で資格認定されなかった場合は、手続き方法Ⅲへ

Ｄ．マイナンバーで初めて手続きされる場合は、手続き方法Ⅲへ

Ｅ．課税証明書等で手続きされた・・・手続き方法Ⅳへ

Ｆ．課税証明書等で初めて手続きされる場合は、手続き方法Ⅳへ

手続き方法　どの手続き方法か事務室へお伝え下さい。

手続き方法Ⅰ

1「個人番号の貼付用紙」を事務室で受け取るか・事務室ブログ（Ａ４で印刷）より入手する。

2５月に配布致しました、IDとパスワードを利用し保護者情報等入力後申請手続き後「個人番号の貼付用紙」を事務室へご提出下さい。

手続き方法Ⅱ

1「個人番号の貼付用紙」と「様式２」を事務室で受け取るか・事務室ブログ（Ａ４で印刷）より入手する。

2５月に配布致しました、IDとパスワードを利用し申請手続き後、「個人番号の貼付用紙」と「様式２」(市区町村で記入捺印されたもの)を事務室へ提出下さい。

手続き方法Ⅲ

1「個人番号の貼付用紙」と「高等学校等就学支援金申請書」を事務室で受け取る。

2「個人番号の貼付用紙」と「高等学校等就学支援金申請書」を記入し、事務室へ提出する。

手続き方法Ⅳ

1「個人番号の貼付用紙」と「高等学校等就学支援金申請書」と「様式２」を事務室で受け取る。

2「個人番号の貼付用紙」と「高等学校等就学支援金申請書」を記入し、「様式２」(市区町村で記入捺印されたもの)を、すべて事務室へ提出する。

※課税証明書で提出を希望される方への注意点

令和２年７月分からの審査においては、課税標準額（課税所得）及び調整控除を用います。多くの自治体の発行する課税証明書においては、調整控除が記載されないという状況があるそうです。　この為、本校では「様式２」のみ市区町村で記入及び捺印後、事務室へ提出いただくように致しました。課税証明書等は必要ありません。

提出期限　令和２年７月２２日(水)

何かご不明な点などございましたら事務室山下までお問い合わせ下さい。